

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休業日
に当たります)

目 次

◇ 告 示 町の区域の新設等(市町村振興課)

土地収用法による土地の立入りの許可(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画事業の認可(〃)

◇ 教委告示 平成六年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針(教職員課)

◇ 公安規則 派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則(地域課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 平成五年度後期技能検定の実施(労政・能力開発課)

平成五年度技能検定(基礎二級)の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第七百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止し、当該区域をもって別図二に示す次の町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更、字の区域の廃止並びに町の区域の新設は、平成五年十一月一日からその効力を生ずる。

平成五年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

東福原一丁目

同上の区域の境界線(平成四年十一月二十日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。)

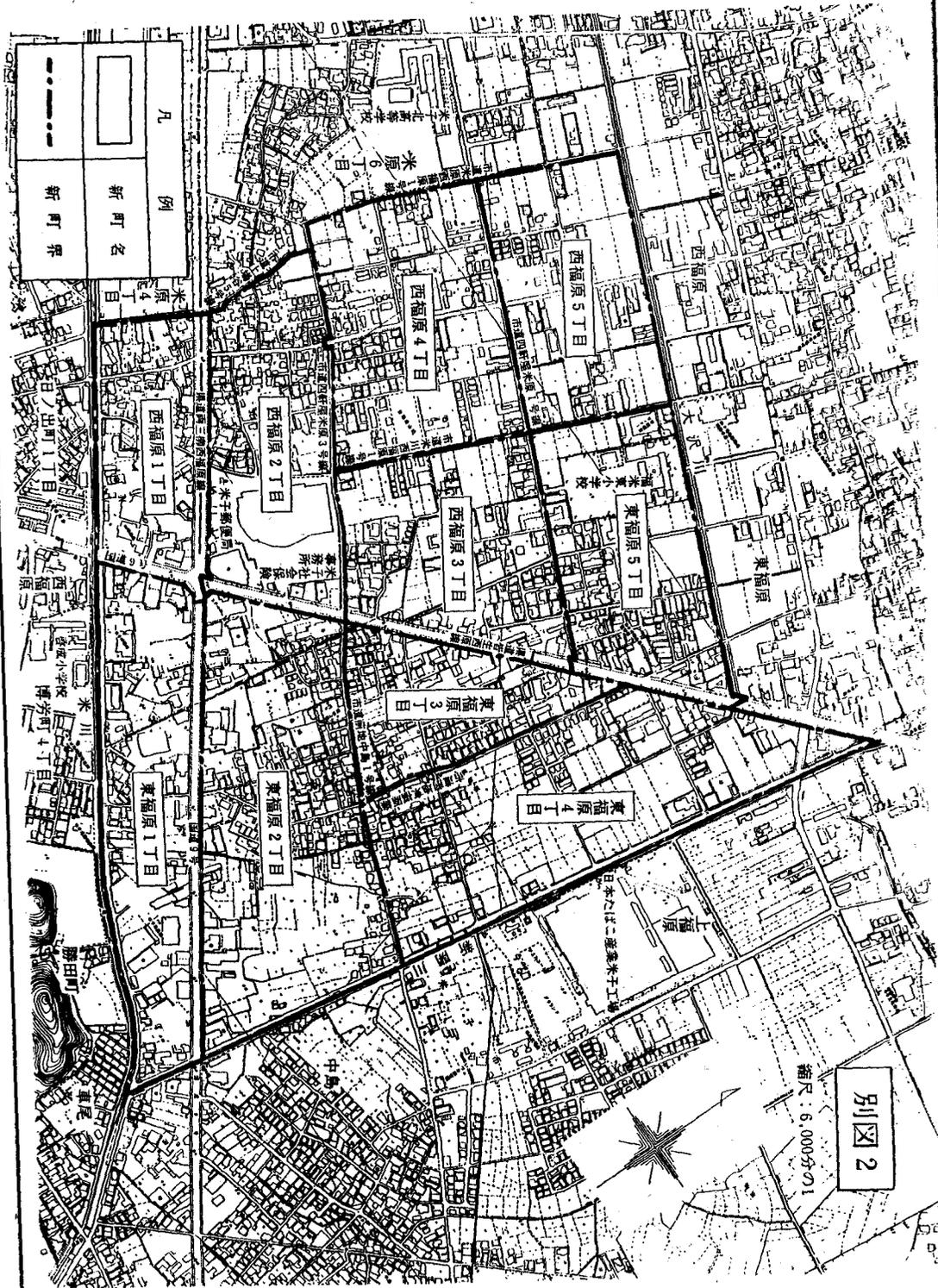
斐伊川水系米川の中心線、国道九号の東及び南側線、西福原字西原新町道東四六六の二、四六三の五の各東筆界、国道九号の北側線、西福原字西原新町道東(四八〇)の三合併の北及び東筆界、国道九号の北側線、東福原字大南原一の一の北及び東筆界、国道九号の北側線、東福原字大南原と中島字米川大境の境界線

東福原二丁目

国道九号の北側線、東福原字大南原一の一の東及び北筆界、国道九号の北側線、西福原字西原新町道東(四八〇)の三合併の東及び北筆界、国道九号の北側線、県道皆生西原線の東側線、市道前地中島一号线の北側線、東福原字茶屋ノ内と中島字下古地井手添の境界線、東福原字茶屋ノ内と中島字大東沢の境界線、東福原字南原東と中島字大東沢の境界線、東福原字南原と中島字大東沢の境界線、東福原

	<p>東福原三丁目</p>	<p>東福原四丁目</p>
<p>字南原と中島字大境の境界線、東福原字南原と中島字西原大境の境界線、東福原字大南原と中島字西原大境の境界線、東福原字大南原と中島字米川大境の境界線</p>	<p>市道前地中島一号線の北側線、県道皆生西原線の東側線、東福原字大バへ五九一の一五、五九一の一四、五九一の一六、五九一の四〇、五九一の四三、五九一の二二、五九二の七の各東筆界、東福原字沓番割堂賑西五八一の九、五八一の五八、五八一の六〇、五八一の五七、五八一の五九、五八一の三、五八一の一九、五八一の四、五八一の四六、五八一の四四、五八一の三九の各東筆界、東福原字前田賑西四七九の三、四七九の二、四七九の二二、四七九の二三、四七九の四、四七九の五、四七九の六、四七九の一五、四七九の一六、四七九の一八、四七九の二〇、四七九の一、四八〇の各東筆界、東福原字屋敷通賑西四〇一の二の東及び南筆界、東福原字屋敷通賑西四〇一の一、四〇〇の一、三九八、三九七、三九五の二の各東筆界</p>	<p>市道前地中島一号線の北側線、東福原字屋敷通賑西三九五の二、三九七、三九八、四〇〇の一、四〇一の一の各東筆界、東福原字屋敷通賑西四〇一の二の南及び東筆界、東福原字前田賑西四八〇、四七九の一、四七九の二〇、四七九の一八、四七九の一六、四七九の一五、四七九の六、四七九の五、四七九の四、四七九の二三、四七九の二二、四七九の二、四七九の三の各東筆界、東福原字沓番割堂賑西五八一の三九、五八一の四四、五八一の四六、五八一の四、五八一の一九、五九一の三、五八一の五九、五八一の五七、五八一の六〇、五八一の五八、五八一の九の各東筆界、東福原字大バへ五九二の七、五九一の二、五九一の四三、五九一の四〇、五九一の一六、五九一の一四、五九一の一五の各東筆界、県道皆生西原線の東側線、新開川の中心線、東福原字茶屋ノ内と中島字下古地井手添の境界線</p>
<p>東福原五丁目</p>	<p>西福原一丁目</p>	<p>西福原二丁目</p>
<p>東福原字大バへと東福原字沓番割堂賑西の境界線、県道皆生西原線の西側線、市道四軒屋米原一号線の北側線、市道米川西福原一号線の東側線、大沢川の南側線、県道皆生西原線の西側線、東福原字大沢一六三五の四、六三五の二、六三五の五の各北筆界、県道皆生西原線の東側線</p>	<p>斐伊川水系米川の中心線、米原字米原南と米原四丁目の境界線、西福原字西原堂ノ西と米原四丁目の境界線、県道両三柳西福原線の北側線、西福原字西原新町道西三八三の二の西、南及び東筆界、県道両三柳西福原線の北側線、西福原字西原新町道西三九五の三の西及び南筆界、県道両三柳西福原線の北側線、西福原字西原恵水ノ西五四八の二の南筆界、西福原字西原恵水ノ西五四八の二の西筆界、西福原字西原恵水ノ西と西福原字西原新町道東の境界線、県道皆生西原線の東側線、国道九号の北側線、西福原字西原新町道東四六三の五、四六六の二の各東筆界、国道九号の南及び東側線</p>	<p>西福原字西原恵水ノ西と西福原字西原新町道東の境界線、西福原字西原恵水ノ西五四八の二の西筆界、西福原字西原恵水ノ西五四八の二の南筆界、県道両三柳西福原線の北側線、西福原字西原新町道西三九五の三の南及び西筆界、県道両三柳西福原線の北側線、西福原字西原新町道西三八三の二の東、南及び西筆界、県道両三柳西福原線の北側線、西福原字西原新町道西三九五の三の西、南及び西筆界、西福原字西原堂ノ西と米原六丁目の境界線、西福原字西原鍋屋道西と米原六丁目の境界線、西福原字西原大沢六 七四〇の三の西、南及び東筆界、市道四軒屋米原三号線の北側線、県道皆生西原線の西側線、西福原字八反八畝通恵水ノ西と西福原字恵水ノ西上井手添の境界線、県道皆生西原線の東側線</p>

<p>西福原三丁目</p>	<p>西福原字八反八畝通悪水ノ西と西福原字西原悪水ノ西上井手添の境界線、県道皆生西原線の西側線、市道四軒屋米原三号線の北側線、市道米川西福原一号線の東側線、西福原字大沢四 六四八の五の北筆界、西福原字大沢三 六八七の五の南筆界、市道米川西福原一号線の東側線、市道四軒屋米原一号線の北側線、県道皆生西原線の西側線、東福原字大バへと東福原字老番割堂畷西の境界線、県道皆生西原線の東側線</p>
<p>西福原四丁目</p>	<p>市道四軒屋米原三号線の北側線、西福原字大沢六 七四〇の三の東、南及び西筆界、市道四軒屋米原三号線の北側線、西福原字大沢六と米原六丁目の境界線、市道四軒屋米原一号線の北側線、市道米川西福原一号線の東側線、西福原字大沢三 六八七の五の南筆界、西福原字大沢四 六四八の五の北筆界、市道米川西福原一号線の東側線</p>
<p>西福原五丁目</p>	<p>市道四軒屋米原一号線の北側線、西福原字大沢六と米原六丁目の境界線、大沢川の南側線、市道米川西福原一号線の東側線</p>



鳥取県告示第七百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空送電線路 黒坂線NO.七〇〇七六鉄塔建替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町大字父原字若林、字浅附、字貝塚平、字貝塚、字上野山、字上ミ屋敷、字前谷奥、字海蔵寺道下及び字海蔵寺奥ケ市、大字古市字道下西海蔵寺、字横平ラノ壹、字下大奈瀬、字紺屋ケ市、字荘屋ケ市及び字小坂並びに大字荘字須ノ原地内

四 立ち入ろうとする期間

平成五年八月三十一日から平成六年八月三十日まで

鳥取県告示第七百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月二十二日 鳥取県指令受都計三―二第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野字嶋西ノ割

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目三一―

鳥取市土地開発公社

理事長 西尾迢富

鳥取県告示第七百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画道路事業 三・四・一号保浦安線

三 事業施行期間

平成五年八月三十一日から平成九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 東伯町大字下伊勢字谷田、字江り田及び荒神下モ、大字徳万字南馬込及び字上込堂並びに大字浦安字惣運

2 使用の部分 なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

平成六年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針により実施する。

平成五年八月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成六年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

鳥取県教育委員会

1 基本方針

平成六年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書と、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

2 調査書

(1) 調査書は、平素の学習の記録、行動の記録等について記入するものとする。

とする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第三学年の必修教科及び選抜教科の共通履修としての英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第三学年の選択教科のうち共通履修としての英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程(夜間に限る。)については、3教科とする(国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。)

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出题する。

(3) 実施期日

平成6年3月10日(木)

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、

英語、理科の順に実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して実施する。

(1) 実施期日

平成6年3月10日(木)又は同月11日(金)

(2) 実施方法等

別に定める。

5 実技検査

高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて実施することができる。

(1) 実施期日

平成6年3月10日(木)又は同月11日(金)

(2) 実施方法等

別に定める。

6 出願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程又は学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志願を変更することができる。なお、平成6年度県立高等学校入学者の選抜については、進路指導を十分に行えるよう、この志願変更期間について配慮することとし、別に定める。

7 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書と、学力検査の成績を併せて、次の方法によって選抜を行う。

なお、選考に当たっては、高等学校長は、調査書の第3学年の各教科

の学習の記録以外の記録(第3学年の共通履修としての英語以外の選択教科の学習の記録を含む。)、面接の結果、実技検査の結果等について、具体的な取扱いの基準を定め、積極的に活用しなければならない。また、過年度中学校卒業生については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。

(1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科(選抜教科は、共通履修としての英語のみとする。以下同じ。)の合計評定と学力検査の成績(総得点)が、それぞれ上位の者から順に募集定員の90パーセント以内にある者について選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力検査の成績(総得点)との総計の上位の者から選考する。

8 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以上

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

9 再募集

入学確定者が募集定員に満たない課程又は学科がある高等学校は、再募集を実施する。

10 推薦入学

高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。

(1) 実施期日

平成6年2月3日(木)

(2) 実施方法等

別に定める。

公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年八月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会規則第八号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の江崎警察官派出所の項中

江崎警察官派出所

鳥取市江崎町

を

大槻警察官派出所

鳥取市大槻町

に改め、

同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市桂木警察官駐在所の項中「若葉台南二丁目」の下に「若葉台南三丁目、若葉台南五丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めため、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年八月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類

型

号

遊技機名

ぱちんこ遊技機	サンシャイン	丸ホン工業株式会社
”	フスタークライム2	株式会社まさむら遊機
アレンジボール遊技機	ダイペンダグアトペンチ チャー	サミー工業株式会社
ぱちんこ遊技機	サンX2	太陽電子株式会社
アレンジボール遊技機	ミスターリージョンク	”
ぱちんこ遊技機	CR回転焼	株式会社藤商事
”	ターキー	”
”	ラスターII	”
アレンジボール遊技機	コロナ	”

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成5年度後期の技能検定を次のとおり実施する。

平成5年8月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形、さく井、鍛造、工場板金、ローブ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、和裁、家具製作、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、フラインセラムックス製品製造、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、塗装、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備及びプラスチック成形については特級として、機械検査については特級、1級、2級及び3級に区分して、機械保全、油圧装置調整及び紳士服製造については特級、1級及び2級に区分して、テクニカルイラストレーションについては1級、2級及び3級に区分して、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工については単一等級として、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成5年12月10日(金)から平成6年2月27日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成5年11月30日(火)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査(1級、2級及び3級)、婦人子供服製造、紳士服製造(1級及び2級)、和裁、家具製作、配管、型枠施工及び鉄筋施工	平成6年2月6日(日)
機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査(特級)、機械保全(特級)、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整(特級)、建設機械整備、紳士服製造(特級)、プラスチック成形、さく井、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、	平成6年2月13日(日)

コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、塗装、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

機械保全(1級及び2級)、半導体製品製造、プリント配線板製造、油圧装置調整(1級及び2級)、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、フレイクセラミックス製品製造、菓子製造、ガラス施工、クニカルイラストレーション、電気製図及び電子回路接続

平成6年2月20日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成5年10月1日(金)から同月13日(水)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、62円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機械加工	13,800円
金属プレス加工	13,800円
電気めっき	13,800円
仕上げ	13,800円
機械検査	特 級 13,800円
	1級、2級及び3級 10,000円
機械保全	特 級 13,800円
	1級及び2級 13,800円
電子機器組立て	13,800円
電気機器組立て	13,800円
油圧装置調整	特 級 13,800円
	1級及び2級 12,000円
建設機械整備	13,800円

紳士服製造

特 級
1級及び2級

13,800円
12,000円

プラスチック成形

13,800円

さく井

13,800円

鍛造

13,800円

工場板金

13,800円

ローブ加工

13,800円

半導体製品製造

13,800円

プリント配線板製造

13,800円

空気圧装置組立て

13,800円

農業機械整備

12,000円

冷凍空気調和機器施工

13,000円

婦人子供服製造

10,000円

和裁

9,000円

家具製作

13,800円

フレイクセラミックス製品製造

13,800円

石材施工

13,800円

パン製造

13,800円

菓子製造

13,000円

建築大工

12,000円

かわらぶき

13,800円

配管

12,000円

型枠施工

13,800円

鉄筋施工

12,000円

コンクリート圧送施工	13,000円
防水施工	13,800円
内装仕上げ施工	13,800円
カーテンウォール施工	13,000円
ガラス施工	13,800円
テクニカルイラストレーション	8,500円
機械・プラント製図	8,500円
電気製図	8,500円
塗装	12,000円
電子回路接続	13,800円
樹脂接着剤注入施工	13,800円
バルコニー施工	13,000円

イ 学科試験の受検手数料
2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県

職業能力開発協会が平成6年3月31日(木)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成6年4月1日(金)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部 労政・能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、平成5年度技能検定(基礎2級)を次のとおり実施する。

平成5年8月31日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 実施する検定職種

とび及び左官

2 実施等級等

この技能検定は、上記の検定職種について基礎2級で実施する。

3 検定の方法

この技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

<p>別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>ウ 実技試験問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日 別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>5 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>(2) 提出先 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階 鳥取県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 随時受け付ける。</p> <p>(4) 受検申請に関する注意</p> <p>ア 申請書の用紙は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、62円切手をはったもの）を同封して行うこと。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在</p>	<p>中」と朱書きすること。</p> <p>6 受検手数料等</p> <p>(1) 受検手数料</p> <p>ア 実技試験の受検手数料</p> <table border="1"> <tr> <td>検定職種</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>とび</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>左宮</td> <td>12,000円</td> </tr> </table> <p>イ 学科試験の受検手数料 2,600円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。</p> <p>7 合格者の発表等</p> <p>(1) 合否通知 実技試験又は学科試験の合否結果については、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 合格証書の交付 この技能検定の合格者には、鳥取県知事の合格証書が交付される。</p> <p>8 その他 この技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課（電話0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）に問い合わせること。</p>	検定職種	手数料	とび	13,000円	左宮	12,000円
検定職種	手数料						
とび	13,000円						
左宮	12,000円						